

## 公共工事の前払金及び中間前払金における支払限度額の撤廃について

平成27年3月16日

井原市が発注する建設工事について、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、下記のとおり、前払金及び中間前払金の支払限度額を撤廃します。

### ■改正内容

<現行>

前払金は請負代金額の4割以内、中間前払金は2割以内で総額1億円を支払限度額とする。

<改正後>

**支払限度額 制限なし**

ただし、前払金は請負代金額の4割以内、中間前払金は2割以内で総額で6割以内とする。

### ■適用時期

平成27年4月1日以降に契約する工事から適用します。

【問い合わせ先】

井原市役所 総務部財政課管理係

TEL: 0866-62-9507